

東大阪市みどりの保全と緑化の推進に関する規則

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 建築行為に係る緑化義務（第2条―第8条）

第3章 緑化の助成

第1節 植樹に対する助成（第9条―第16条）

第2節 記念樹の配布（第17条）

第3節 グリーンバンク事業（第18条―第26条）

第4章 樹木の保存（第27条―第32条）

第5章 表彰（第33条・第34条）

第6章 雑則（第35条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、東大阪市みどりの保全と緑化の推進に関する条例（令和5年東大阪
市条例第1号。以下「条例」という。）の施行その他のみどりの保全と緑化の推進に関
し必要な事項を定めるものとする。

第2章 建築行為に係る緑化義務

（緑化基準）

第2条 条例第9条第1項の規則で定める基準（以下「緑化基準」という。）は、別表第1のとおりとする。

（緑化をした部分の維持管理）

第3条 条例第9条第2項の維持管理の内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 適切な下草刈り、剪定、灌水、施肥、農薬の使用等を行うこと。
- (2) 緑化をした部分を枯損状態で長期間放置しないこと。

（緑化計画書の届出）

第4条 条例第10条第1項前段の規定による届出及び同項後段の規定による変更の届出は、緑化計画（変更）書（様式第1）に市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出することにより行わなければならない。

（届出を要しない変更）

第5条 条例第10条第1項の規則で定める変更は、当該変更後も緑化基準を満たすものであって、次に掲げるものとする。

- (1) 緑化施設（植栽、花壇その他の緑化のための施設（可動式のものにあつては、その容量が100リットル以上のものに限る。）及び敷地内の保全された樹木並びにこれらに附属して設けられる園路、土留その他の施設（当該建築物の空地、屋上その他の屋外に設けられるものに限る。）をいう。以下同じ。）の配置又は規模の変更による接道部緑化延長（敷地内の保全された樹木が道路に接している部分の長さをいう。以下同じ。）又は緑化面積（緑化施設の面積をいう。以下同じ。）の減少の割合が100分の20を超えない場合における当該変更

- (2) 樹種又は樹木の本数の変更による接道部緑化延長又は緑化面積の減少の割合が
100分の20を超えない場合における当該変更
 - (3) 接道部緑化延長又は緑化面積の増加
 - (4) 緑化の着手予定年月日又は完了予定年月日の変更（当該変更の日が着手予定年月日
又は完了予定年月日から1年以内であるものに限る。）
 - (5) 緑化施設の管理に関する計画の変更
 - (6) 緑化基準の対象となる接道部緑化延長又は緑化面積の増加又は減少を伴わない建築
面積の変更
 - (7) 建築物の名称又は種類の変更
 - (8) 条例第10条第1項の規定による届出をした者が法人である場合にあっては、その
代表者の変更
- （緑化完了書）

第6条 条例第10条第2項の規定による届出は、緑化完了書（様式第2）に市長が必要
と認める書類を添付して、市長に提出することにより行わなければならない。

（緑化義務の対象としない建築物）

第7条 条例第11条第3号の規則で定める建築物は、次に掲げる建築物とする。

- (1) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第1号に規定する自然公園の区域
内の建築物
- (2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた風致地区
内の建築物

(3) 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第12条第1項の規定による特別緑地保全
地区内の建築物

(4) 都市緑地法第39条第1項の規定に基づく条例により制限を受ける区域内的の建築物

(5) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第3条第1項各号に掲げる建築物

(6) 建築基準法第85条第1項若しくは第2項に規定する応急仮設建築物又は同項に規
定する仮設建築物

(7) 建築基準法第85条第6項又は第7項の規定による許可を受けた建築物

（書類の提出部数）

第8条 この章の規定により市長に提出する書類の提出部数は、正本及び副本各1部とす
る。

第3章 緑化の助成

第1節 植樹に対する助成

（植樹費用の助成）

第9条 市長は、条例第15条の規定に基づき、植樹に必要な費用（以下「植樹費用」と
いう。）について助成する。

2 植樹費用の助成は、次に掲げる要件の全てを満たす植樹に対して行う。

(1) 事業若しくは居住の用に供する市の区域内の敷地を所有する者又は当該者から当該
敷地に植樹することについて承諾を得た当該敷地を管理し、若しくは使用する者が行
うこと。

(2) 樹木の植栽地として持続性のある土地に対して行うこと。

(3) 次のア又はイに掲げる建築物の区分に応じ、当該ア又はイに定める要件

ア イに掲げる建築物以外の建築物 次の（ア）から（ウ）までに掲げる要件

（ア） 植樹に要する費用が100,000円以上であること。

（イ） 植樹を行う範囲が道路との境界線から水平距離が3メートル以内であること。

（ウ） 道路と樹木の上に遮蔽物がある場合は、樹高が当該遮蔽物の高さの2倍以上であること。

イ 一戸建ての住宅 次の（ア）から（エ）までに掲げる要件

（ア） 植樹に要する費用が10,000円以上であること。

（イ） 道路に接する部分に設ける生垣又は道路との境界線から水平距離が3メートル以内の土地（道路に接する部分を除く。（エ）において同じ。）に行う植樹であること。

（ウ） 道路に接する部分に生垣を設ける場合にあっては、道路に接する部分が3メートル以上、かつ、高さが1メートル以上であって、延長1メートルにつき樹木が3本程度の密度を有すること。

（エ） 道路との境界線から水平距離が3メートル以内の土地に植樹を行う場合にあっては、樹高が2.5メートル以上の樹木を含み、かつ、道路と樹木の上に遮蔽物がある場合は全ての樹木の樹高が当該遮蔽物の高さの2倍以上であること。

3 助成金の額は、次の各号に掲げる植樹の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 次号に掲げる植樹以外の植樹 植樹に要する費用の3分の1。ただし、助成金の額

が 500,000 円を超えるときは、500,000 円とする。

(2) 一戸建ての住宅の敷地の用に供する土地にする植樹 植樹に要する費用の2分の

1。ただし、助成金の額が200,000円を超えるときは、200,000円とする。

4 助成金の額を決定する場合において、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

5 前各項の規定にかかわらず、次に掲げる植樹については、植樹費用の助成は行わない。

(1) 国、地方公共団体その他公共的団体が行う植樹

(2) 条例又は法令等により義務付けられている緑化に係る植樹

(3) 転売を目的とする樹木に係る植樹

(4) 事業者が売買又は賃貸を目的とした土地に対して行う植樹

(5) 植樹費用の助成を受けてから5年を経過せずに当該助成に係る植樹を行った敷地に
行う植樹

(6) 条例又は建築基準法その他の法令等の規定に違反する建築物の敷地の用に供されて
いる土地に対して行う植樹

(7) 次条の規定による申請前に工事が完了した植樹

(8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条
第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又は東大阪市暴力団
排除条例（平成24年東大阪市条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係
者が行う植樹

(植樹費用の助成の申請)

第10条 植樹費用の助成を受けようとする者は、緑化助成金交付申請書(様式第3)に

市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(植樹費用の助成の決定等)

第11条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容について審査すると

ともに、必要に応じて調査等を行い、助成を行うことを適当と認めるときは緑化助成金

交付決定通知書(様式第4)により、助成を行うことを適当でないとき認めるときは緑化

助成金不交付決定通知書(様式第5)により、当該申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、植樹費用の助成の決定を行う場合において、必要があると認めるときは条件

を付することができる。

3 植樹費用の助成の決定は、定められた予算の範囲内で行う。

(植樹費用の変更及び取下げの申請)

第12条 前条第1項の規定により助成の決定を受けた者(以下この節において「助成の

決定を受けた者」という。)は、緑化助成金交付申請書に記載した事項を変更し、又は

当該申請を取り下げるときは、緑化助成金交付(変更・取下げ)申請書(様式第6)に

市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更の申請があったときは、これを審査し、適当と認め

ときは、緑化助成金交付変更決定通知書(様式第7)により当該申請をした者に通知す

るものとする。

(植樹の実績報告)

第13条 助成の決定を受けた者は、当該助成に係る植樹が完了したときは、実績報告書

(様式第8)に市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(植樹費用の助成金の交付等)

第14条 市長は、前条の提出があったときは、当該植樹につき検査を行う。

2 市長は、検査の結果が申請の内容及び助成の要件に適合したものであると認めるとき

は、植樹費用の助成金の額を確定し、緑化助成金交付額確定通知書(様式第9)により

助成の決定を受けた者に通知するものとする。

3 市長は、検査の結果が申請の内容又は助成の要件に適合しないものであると認めると

きは、助成の決定を受けた者に対し、必要な措置を命ずることができる。

(遵守事項)

第15条 助成の決定を受けた者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 助成の対象となった樹木及び植栽地について、適切な下草刈り、剪定、灌水、施肥、

農薬の使用等により常に良好な維持管理を行い、美観を保つこと。

(2) 助成の対象となった樹木は、5年間その現状を変更しないこと。

(植樹費用の助成の取消し)

第16条 助成の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は助成

の決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請により第11条第1項の規定による決定を受けたとき。

(2) 第11条第2項の規定により付された条件に違反したとき。

(3) 前条に規定する遵守事項を遵守しなかったとき。

2 市長は、前項の場合において、助成の決定を受けた者が、既に植樹費用に係る助成金の交付を受けているときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

第2節 記念樹の配布

第17条 市長は、条例第15条の規定に基づき、別に定めるところにより記念樹を配布する。

第3節 グリーンバンク事業

(グリーンバンク事業の実施)

第18条 市長は、条例第15条の規定に基づき、市民から提供の申込みを受けた樹木及び草花（以下この節において「樹木等」という。）を市民にあっせんする事業（以下この節において「グリーンバンク事業」という。）を行う。

(対象の樹木等)

第19条 グリーンバンク事業の対象となる樹木等は、次に掲げる要件を備えるものとする。

- (1) 比較的若木であり、活着率がよいこと。
- (2) 病虫害に侵されていないこと。
- (3) 樹容が美観上優れていること。

(提供の手続等)

第20条 樹木等の提供の申込みを行おうとする者は、樹木等提供申込書（様式第10）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、樹木等提供申込書を受理したときは、申込みに係る樹木等を現地において確

認し、前条各号に掲げる要件を備えない場合を除いて樹木等提供台帳に登録しなければならない。

3 市長は、前項の規定により樹木等提供台帳に登録したときは、当該樹木等の提供の申込みを行った者（以下この節において「提供申込者」という。）に通知するものとする。

（譲受人の募集）

第21条 市長は、樹木等提供台帳に登録された樹木等を市民に紹介し、樹木等の譲受人を募集するものとする。

（あっせん期間）

第22条 提供の申込みを受けた樹木等のあっせん期間は、樹木等提供申込書の提出があった日から6月間とする。

2 前項に規定するあっせん期間が経過したときは、提供申込者は、当該樹木等を適切な方法で処置することができる。

3 樹木等提供台帳に登録され、あっせん期間が経過した樹木等は、市長が特に必要と認める場合を除いて再度樹木等提供台帳に登録することができない。

（譲受けの申込み）

第23条 樹木等提供台帳に登録された樹木等を譲り受けようとする者（以下この節において「譲受申込者」という。）は、樹木等譲受申込書（様式第11）を市長に提出しなければならない。

（樹木等の確認）

第24条 市長は、樹木等譲受申込書の提出があったときは、あっせんを行うことが適当

な樹木等を選定し、提供申込者に通知の上、譲受申込者に当該樹木等の確認を行わせるものとする。

2 前項の確認は、市の職員が立会いの上、行うものとする。

(あっせんの成立)

第25条 提供申込者と譲受申込者との間において、樹木等の譲渡に関し合意が成立したときは、樹木等の譲渡に関する報告書(様式第12)を作成し、市長に提出しなければならない。

(譲受人の義務)

第26条 樹木等を譲り受けることとなった者(以下この節において「譲受人」という。)は、当該樹木等の移植に必要な費用を負担しなければならない。

2 譲受人は、譲り受けた樹木等を適切に維持管理しなければならない。

第4章 樹木の保存

(保存費用の助成)

第27条 市長は、都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律(昭和37年法律第142号。以下「樹木保存法」という。)第9条及び条例第15条の規定に基づき、保存樹又は保存樹林の所有者に対し、その保存に必要な費用について助成する。

2 保存樹又は保存樹林の保存に必要な費用の助成(以下この章において「保存費用の助成」という。)の内容は、別表第2のとおりとする。

3 保存費用の助成は、市の会計年度ごとに行うものとする。

(保存費用の助成の期間)

第28条 保存費用の助成については、樹木保存法第2条第1項の規定による指定のあった日の属する年度から開始し、樹木保存法第3条第1項又は第2項の規定による指定の解除があった日の属する年度において終了する。

(保存費用の助成の申請)

第29条 保存費用の助成を受けようとする者は、毎年度市長が指定する期間内に、保存樹等保存費用助成申請書(様式第13)を市長に提出しなければならない。

(保存費用の助成の決定等)

第30条 市長は、保存樹等保存費用助成申請書を受理したときは、その内容を審査し、助成を行うことが適当と認めたときは保存樹等保存費用助成決定通知書(様式第14)により、助成を行うことが適当でないとしたときは保存樹等保存費用助成不承認通知書(様式第15)により、前条の規定により申請を行った者に通知するものとする。

2 市長は、保存費用の助成の決定を行う場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

3 保存費用の助成の決定は、定められた予算の範囲内において行う。

(保存費用の交付の請求)

第31条 前条第1項の規定により助成の決定を受けた者は、当該助成の決定に係る助成金の交付を受けようとするときは、保存樹等保存費用助成金交付請求書(様式第16)を市長に提出しなければならない。

(申請等の様式)

第32条 次の各号に掲げる通知その他の手続は、当該各号に定める様式により行うもの

とする。

- (1) 樹木保存法第2条第2項の規定による通知 保存樹指定通知書（様式第17）又は保存樹林指定通知書（様式第18）
- (2) 樹木保存法第3条第3項の規定による申請 保存樹指定解除申請書（様式第19）又は保存樹林指定解除申請書（様式第20）
- (3) 樹木保存法第3条第4項において準用する樹木保存法第2条第2項の通知 保存樹指定解除通知書（様式第21）又は保存樹林指定解除通知書（様式第22）
- (4) 樹木保存法第4条の規定による標識の設置 保存樹指定標識（様式第23）又は保存樹林指定標識（様式第24）
- (5) 樹木保存法第6条第1項の規定による届出 保存樹等所有者変更届書（様式第25）
- (6) 樹木保存法第6条第2項の規定による届出 保存樹等滅失等届書（様式第26）

2 前項第4号に定める標識は、公衆の見やすい場所に設置しなければならない。

第5章 表彰

（表彰の対象）

第33条 市長は、条例第16条の規定により、みどりの保全と緑化の推進に寄与していると認める市民、事業者又は団体を表彰する。

（東大阪市緑化功労者表彰審査会）

第34条 前条の規定により表彰を受ける者（以下「受賞者」という。）の選考その他の表彰に関する事項について審査等をするため、東大阪市緑化功労者表彰審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会は、次に掲げる事項について審査及び協議を行う。

(1) 受賞者の選考基準に関すること。

(2) 受賞者の選考に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、前条の規定による表彰に関し必要な事項

3 前2項に定めるもののほか、審査会の組織、運営その他審査会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第6章 雑則

(細目)

第35条 この規則に定めるもののほか、みどりの保全と緑化の推進に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2章、別表第1並びに様式第1及び様式第2の規定は、同年7月1日から施行する。

(東大阪市緑化助成規則等の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 東大阪市緑化助成規則（昭和60年東大阪市規則第70号）

(2) 東大阪市グリーンバンク事業規則（昭和60年東大阪市規則第71号）

(3) 都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律施行細則（平成2年東大

阪市規則第 5 号)

別表第 1 (第 2 条関係)

緑化基準の算 定方法の区分	緑化基準	建築物の区分	緑化率	
接道部緑化延 長による場合	接道部緑化延長が、接道部延長に緑 化率 a を乗じて得られる長さ以上 であること。	市が設置し、又 は管理する建築 物及び居住の用 に供する建築物	a	50パー セント
		その他の建築物	a	30パー セント
緑化面積によ る場合	地上部における緑化面積が、次に掲 げる算式により算出した面積のうち 最小の面積以上であること。 (1) (敷地面積－建築面積)×「緑 化率 b」 (2) {敷地面積－(敷地面積×建 蔽率×0.8)}×「緑化率 b」 (3) 建築物の床面積の合計×「緑 化率 c」	市が設置し、又 は管理する建築 物及び居住の用 に供する建築物	b	12.5 パーセン ト
		に供する建築物	c	50パー セント
		その他の建築物	b	7.5パ ーセント
			c	30パー セント

備考

1 接道部緑化延長は、道路との境界線から水平距離が6メートルの範囲の地上部において、道路から容易に視認できる部分であって、次に掲げる方法により算出した長さの合計とする。ただし、それぞれの方法により算出した長さで重複している部分を二重に算入することはできない。

(1) 樹木ごとの実際の枝張りの長さの合計

(2) 樹木ごとの枝張りについて、次の表の左欄に掲げる樹木の高さに応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる長さを枝張りの長さとし、みなして算出した長さの合計

樹木の高さ	みなし枝張りの長さ
1メートル未満	0.5メートル
1メートル以上2.5メートル未満	2.2メートル
2.5メートル以上4メートル未満	3.2メートル
4メートル以上	4.2メートル

(3) 植栽基盤に複数の多様な樹種が適切な配置で植栽されている場合は、当該植栽基盤の道路に接する部分の長さの合計

2 備考1の接道部緑化延長の算出において、その算出の対象となる樹木であって高さが2.5メートル以上のものを植栽するときは、当該植栽する樹木の高さの2分の1に相当する長さを接道部緑化延長として加算することができる。

3 緑化面積は、次の各号に掲げる緑化施設の区分に応じ、当該各号に定める方法により算出した面積の合計とする。

(1) 次号に掲げる緑化施設以外の緑化施設 次のアからオまでに掲げる緑化施設の

区分に応じ、それぞれアからオまでに定める方法により算出した面積の合計

ア 樹木 次の（ア）から（ウ）までに掲げる方法により算出された面積の合計。

この場合において、道路との境界線から水平距離が6メートル以内の範囲に高さが2.5メートル以上の樹木を植栽するときは、次のいずれかの方法により算出された面積に当該面積の2分の1に相当する面積を加算することができる。

（ア） 樹木ごとの樹冠（その水平投影面が他の樹冠の水平投影面と一致する部分を除く。）の水平投影面積の合計

（イ） 樹木（高さが1メートル以上のものに限る。以下（イ）において同じ。）

ごとの樹冠の水平投影面について、次の表の左欄に掲げる樹木の高さに応じてそれぞれ同表の右欄に掲げる半径をその半径とし、当該樹木の幹の中心をその中心とする円とみなして算出した当該円（その水平投影面が他の樹木の幹の中心をその中心とする円とみなしてその水平投影面積を算出した当該円の水平投影面又は（ア）の樹冠の水平投影面と一致する部分を除く。）の水平投影面積の合計

樹木の高さ	半径
1メートル以上2.5メートル未満	1.1メートル
2.5メートル以上4メートル未満	1.6メートル
4メートル以上	2.1メートル

（ウ） 敷地内の土地のうち樹木が生育するための土壌その他の資材で表面が

被われている部分であって、次の表に掲げる条件のいずれにも該当するもの

(その水平投影面が(ア)の樹冠の水平投影面又は(イ)の円の水平投影面

と一致する部分を除く。)の水平投影面積の合計

a 当該被われている部分に植えられている樹木の本数が、次に掲げる式を満たすものであること。

$$A \leq 18 \times T_1 + 10 \times T_2 + 4 \times T_3 + T_4$$

この式において、A、 T_1 、 T_2 、 T_3 及び T_4 は、それぞれ次の数値を表すものとする。

A 当該部分の水平投影面積(単位 平方メートル)

T_1 高さが4メートル以上の樹木の本数

T_2 高さが2.5メートル以上4メートル未満の樹木の本数

T_3 高さが1メートル以上2.5メートル未満の樹木の本数

T_4 高さが1メートル未満の樹木の本数

b aの樹木が当該部分の形状その他の条件に応じて適切な配置で植えられていること。

イ 芝その他の地被植物 敷地内の土地のうち芝その他の地被植物で表面が被わ

れている部分(その水平投影面がアの規定によりその水平投影面積を算出した

水平投影面と一致する部分を除く。)の水平投影面積

ウ 花壇その他これに類するもの 敷地内の土地のうち草花その他これに類する

植物が生育するための土壌その他の資材で表面が被われている部分(その水平

投影面がア又はイの規定によりその水平投影面積を算出した水平投影面と一致する部分を除く。)の水平投影面積

エ 水流、池その他これらに類するもの 敷地内の土地のうち水流、池その他これらに類するものの存する部分(その水平投影面がアからウまでの規定によりその水平投影面積を算出した水平投影面と一致する部分を除き、樹木、植栽等と一体となって自然的環境を形成しているものに限る。)の水平投影面積

オ アからエまでに掲げる緑化施設又は次号に掲げる緑化施設に附属して設けられる園路、土留その他の施設 当該施設(その水平投影面がアからエまでの規定によりその水平投影面積を算出した水平投影面と一致する部分を除き、アからエまで及び次号の規定により算出した面積の合計の4分の1を超えない部分に限る。)の水平投影面積

(2) 建築物に附属する塀等の工作物の直立部分に整備された緑化施設 緑化施設が整備された工作物の直立部分の水平投影の長さの合計に1メートルを乗じて得た面積。ただし、補助資材を用い、又は植栽基盤を設けて整備された緑化施設にあつては、当該補助資材又は植栽基盤の垂直投影面積とする。

4 緑化面積の2分の1以上は、樹木に係る面積(備考3第1号アに掲げる樹木に係る面積をいう。)とする。

5 緑化面積について、特別の理由により緑化基準を満たすことが困難である場合は、必要とされる緑化面積のうち、緑化が困難な面積相当分は、建築物上(建築物の屋上、壁面、ベランダ等をいう。備考6において同じ。)の同一面積の緑化をもって

代えることができる。

6 備考5の規定により建築物上の緑化を行った場合において、なお特別の理由により緑化基準を満たすことが困難である場合は、建築物上に設置する太陽光発電装置のパネルに係る水平投影面積（太陽光発電装置のパネルの勾配が60度を超えるものにあつては、当該パネルの面積の2分の1の面積）を緑化面積に算入することができる。

7 この表において「接道部延長」とは、道路に接している部分の長さをいう。

8 この表において「地上部」とは、敷地のうち建築物（建築基準法第2条第1項第1号に規定する門又は塀等を除く。）の存する部分を除いた部分をいう。

9 敷地面積の算定方法は、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第1号に定めるところによる。ただし、次に掲げる施設に係る敷地面積については、当該敷地面積からこれらの施設の用途を考慮して市長が必要と認める面積を除くことができる。

(1) 上下水道施設等における水処理施設その他の施設

(2) 工場における貯水槽その他の施設

(3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校における運動場
その他の運動施設

(4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設における屋外遊戯場その他の設備

(5) 共同住宅等の敷地内の道路等

(6) 有料道路の料金徴収所その他の施設の敷地内の道路

(7) 駅舎等の敷地内の線路

(8) 警察又は消防の用に供する施設のうち緊急自動車の待機のための施設その他の施設

1 0 建築面積の算定方法は、建築基準法施行令第 2 条第 1 項第 2 号に定めるところによる。

1 1 この表において「建蔽率」とは、建築基準法その他の法令の規定に基づき定められる建築物の建築面積の敷地面積に対する割合をいう。

1 2 建築物の区分は、当該建築物の 1 階部分の主たる建築物の区分によるものとする。

別表第 2 (第 2 7 条第 2 項関係)

種別	助成金の額 (年額)	限度額 (年額)
都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律施行令(昭和 3 7 年政令第 4 0 4 号。以下この表において「政令」という。) 第 1	1 本につき 1 5 , 0 0 0 円	

号イからハまでに該当するもの		
政令第1号ニに該当するもの	枝葉の面積が100平方メートル未満の部分につき15,000円とし、その面積が50平方メートル増すごとに2,000円を加算した額	33,000円
政令第2号イに該当するもの	樹木の集団の存する土地の面積が1,000平方メートル未満の部分につき20,000円とし、その面積が1,000平方メートル増すごとに10,000円を加算した額	40,000円
政令第2号ロに該当するもの	生垣の長さが60メートルまでの部分につき15,000円とし、その長さが10メートル増すごとに5,000円を加算した額	40,000円

様式第 1 (第 4 条関係)

緑化計画(変更)書

年 月 日

(宛先)東大阪市長

届出者：住所
氏名
電話番号

(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

東大阪すみどりの保全と緑化の推進に関する条例第 10 条第 1 項の規定により、次のとおり緑化計画(変更)書を作成したので、届出をします。

建築物の名称			
建築物の種類		建築物行為種別	新築
建築行為場所			
緑化着手予定年月日	年 月 日	緑化完了予定年月日	年 月 日
必要な緑化延長および緑化面積の算定基礎			
接道部の延長			m
建築行為場所における建蔽率 %	敷地面積	m ²	控除面積
	対象敷地面積(敷地面積—控除面積)	m ²	建築面積
実施する緑化計画	<input type="checkbox"/> 接道部緑化延長による緑化 <input type="checkbox"/> 緑化面積による緑化		

※「接道部緑化延長による緑化」を選択した場合は次の「1」に、「緑化面積による緑化」を選択した場合は裏面の「2」に、必要事項を記入すること。

1. 接道部緑化延長による緑化

接道部緑化延長による緑化		
	計算式	緑化延長計
実際の枝張りの長さ		m
みなし枝張りの長さ	4.2 m × () 本 = () m	m
	3.2 m × () 本 = () m	
	2.2 m × () 本 = () m	
	0.5 m × () 本 = () m	
植栽基盤の長さ		m
高木加算による長さ	樹高 2.5 m 以上の樹木は、樹高の 2 分の 1 の長さを算出	m
樹木が重なる長さ		m
計		① m
確認	必要な接道部緑化延長 A	◎接道部緑化延長の基準は A ≤ ① の関係を満たす必要があります。
	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>	
緑化施設管理計画	緑化施設管理者	
	緑化施設管理内容	<small>かん</small> 灌水施設 地上部 (<input type="checkbox"/> 自動 ・ <input type="checkbox"/> 手動)
		<input type="checkbox"/> 管理者が自主管理 <input type="checkbox"/> 専門業者に全て委託 <input type="checkbox"/> 専門業者に部分委託 ※部分委託の場合は、委託する内容を明記すること。

2. 緑化面積による緑化

緑化面積による緑化									
緑 化 面 積		樹木	地被植物 (芝生を含む)	花壇等	水流・池等	附属施設等	面積計		
	地上部	①	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
	地上		m ²	m ²	m ²	m ²	m ²		
	接道部算入面積		m ²				m ²		
	壁面			m ²			m ²		
	建築物上		m ²	m ²	m ²	m ²	m ²		
	屋上部		m ²	m ²	m ²	m ²	m ²		
	ベランダ等		m ²	m ²	m ²	m ²	m ²		
	壁面部			m ²			m ²		
	太陽光発電装置						m ²		
	計		m ²	m ²	m ²	m ²	②	m ²	
	緑化面積の 振替	地上部の緑化が困難な理由			振替面積		地上部	③	m ²
							建築物上		m ²
	確認	緑化必要面積 B			樹木の必要緑化面積【(B+③) × 1/2】 C				
	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>			適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>					
	◎緑化基準は、B ≤ ②、C ≤ ①の関係を満たす必要があります。								
緑化施設 管理計画	緑化施設管理者								
	緑化施設 管理内容	かん	地上部 (<input type="checkbox"/> 自動 ・ <input type="checkbox"/> 手動) 屋上部 (<input type="checkbox"/> 自動 ・ <input type="checkbox"/> 手動)						
		<input type="checkbox"/> 管理者が自主管理 <input type="checkbox"/> 専門業者に全て委託 <input type="checkbox"/> 専門業者に部分委託							
※部分委託の場合は、委託する内容を明記すること。									

注1 変更書については、変更箇所を朱書きすること。

2 面積は、小数点以下第1位にとどめ、小数点以下第2位を四捨五入すること。

添付図書 (変更書にあつては、変更内容に関する図書のみ)

- 1 位置図 (行為場所又は建築物等の位置及び方位を示すもの)、緑化計画平面図、緑化計画断面図、求積図 (又は面積の根拠となる資料)、建築物立面図及び樹木等一覧表 (別紙)
- 2 届出者と緑化計画 (変更) 書作成者が異なる場合は、委任状

様式第2 (第6条関係)

緑化完了書

年 月 日

(宛先) 東大阪市長

届出者：住所
氏名
電話番号

(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

緑化を完了したので、東大阪のみどりの保全と緑化の推進に関する条例第10条第2項の規定により、次のとおり届出をします。

計画書届出年月日	年 月 日		
計画変更書届出年月日	年 月 日		
建築物の名称			
建築物の種類	建築物行為種別		新築
建築行為場所			
緑化着手年月日	年 月 日	緑化完了年月日	年 月 日
必要な緑化延長および緑化面積の算定基礎			
接道部の延長			m
建築行為場所における建蔽率 %	敷地面積	m ²	控除面積 m ²
	対象敷地面積(敷地面積—控除面積)	m ²	建築面積 m ²
実施した緑化計画	<input type="checkbox"/> 接道部緑化延長による緑化 <input type="checkbox"/> 緑化面積による緑化		

※「接道部緑化延長による緑化」を選択した場合は次の「1」に、「緑化面積による緑化」を選択した場合は裏面の「2」に、必要事項を記入すること。

1. 接道部緑化延長による緑化

接道部緑化延長による緑化		
	計算式	緑化延長計
実際の枝張りの長さ		m
みなし枝張りの長さ	4.2m × () 本 = () m	m
	3.2m × () 本 = () m	
	2.2m × () 本 = () m	
	0.5m × () 本 = () m	
植栽基盤の長さ		m
高木加算による長さ	樹高2.5m以上の樹木は、樹高の2分の1の長さを算出	m
樹木が重なる長さ		m
計		① m
確認	必要な接道部緑化延長 A	◎接道部緑化延長の基準は A ≤ ①の関係を満たす必要があります。
	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>	
緑化施設管理計画	緑化施設管理者	
	緑化施設管理内容	<input type="checkbox"/> 灌水施設 地上部 (<input type="checkbox"/> 自動 ・ <input type="checkbox"/> 手動) <input type="checkbox"/> 管理者が自主管理 <input type="checkbox"/> 専門業者に全て委託 <input type="checkbox"/> 専門業者に部分委託
		※部分委託の場合は、委託する内容を明記すること。

2. 緑化面積による緑化

緑化面積による緑化								
緑 化 面 積		樹木	地被植物 (芝生を含む)	花壇等	水流・池等	附属施設等	面積計	
	地上部	①	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
	地上		m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
	接道部算入面積		m ²					m ²
	壁面			m ²				m ²
	建築物上		m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
	屋上部		m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
	ベランダ等		m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
	壁面部			m ²				m ²
	太陽光発電装置							m ²
	計		m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	② m ²
	緑化面積の 振替	地上部の緑化が困難な理由			振替面積		地上部	③ m ²
							建築物上	m ²
確 認	緑化必要面積 B			樹木の必要緑化面積【(B+③) × 1/2】 C				
	m ²			m ²				
	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>			適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>				
◎緑化基準は、B ≤ ②、C ≤ ①の関係を満たす必要があります。								
緑化施設 管理計画	緑化施設管理者							
	緑化施設 管理内容	灌水施設	地上部 (<input type="checkbox"/> 自動 ・ <input type="checkbox"/> 手動) 屋上部 (<input type="checkbox"/> 自動 ・ <input type="checkbox"/> 手動)					
		<input type="checkbox"/> 管理者が自主管理 <input type="checkbox"/> 専門業者に全て委託 <input type="checkbox"/> 専門業者に部分委託						
※部分委託の場合は、委託する内容を明記すること。								

注 1 緑化完了時において記載事項の変更がある場合は、変更箇所を朱書きすること。

2 面積は、小数点以下第1位にとどめ、小数点以下第2位を四捨五入すること。

添付図書

- 緑化完了平面図、樹木等一覧表及びカラー写真（緑化完了状況の分かるもの）
なお、面積の増加等がある場合は、必要に応じて緑化完了断面図、求積図、建築物立面図等
- 届出者と緑化完了書作成者が異なる場合は、委任状

緑化助成金交付申請書

年 月 日

（宛先）東大阪市長

住所（所在地）

ふりがな

氏名（名称）

ふりがな

（代表者氏名）

生 年 月 日 年 月 日

電話

東大阪市みどりの保全と緑化の推進に関する規則第10条の規定に基づき、次のとおり申請します。

なお、暴力団等であるか否かについて、市長が警察署長へ情報照会を行うこと及び警察署長から情報提供を受けることを承諾します。

記

植栽地の場所 東大阪市

植栽の規模 植栽計画図のとおり

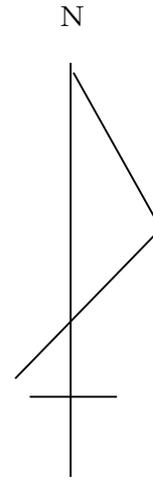
施行予定期間 年 月 日から 年 月 日

施行地の種類 1. 事業所 2. 集合住宅 3. 個人住宅 4. その他

添付書類 見積書の写し

(裏)

植 栽 計 画 図 (単位メートル)



植 栽 樹 内 訳 表				
	植 栽 樹 種	寸 法	本 数	植 栽 時 期
1				
2				
3				
4				
5				

第 年 月 日
号

様

東大阪市長

緑化助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました緑化助成金交付申請について、東大阪
市みどりの保全と緑化の推進に関する規則第11条第1項の規定に基づき、下記のとおり
助成を行うことに決定したので通知します。

記

1. 助成対象地

2. 助成金の額 金 円

3. 条件

様式第5（第11条第1項関係）

第 年 月 日
年 月 日

様

東大阪市長

緑化助成金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました緑化助成金交付申請について、東大阪
市みどりの保全と緑化の推進に関する規則第11条第1項の規定に基づき、下記の理由に
より、交付できないことを決定したので通知します。

記

（理由）

様式第6（第12条第1項関係）

年 月 日

（宛先）東大阪市長

申請者名 _____

申請者住所 _____

電 話 _____

緑化助成金交付(変更・取下げ)申請書

年 月 日付で交付決定された助成金について、東大阪市みどりの保全と緑化の推進に関する規則第12条第1項の規定により、下記のとおり、交付の申請を(変更し・取り下げ)ます。

記

1. 変更事項

2. 理 由

添付書類：必要に応じて植栽計画図、見積書の写し等

様式第7（第12条第2項関係）

第 号
年 月 日

様

東大阪市長

緑化助成金交付変更決定通知書

年 月 日付けで交付決定した緑化助成金について、東大阪市みどりの保全と緑化の推進に関する規則第12条第2項の規定に基づき、下記のとおり、交付決定について変更することを決定したので通知します。

記

1. 変更事項

2. 理由

実績報告書

年 月 日

(宛先) 東大阪市長

申請者名 _____

申請者住所 _____

電 話 _____

年 月 日付けで決定通知のあった緑化事業が完了したので実績報告します。

記

1. 完成年月日 年 月 日

添付書類：植栽図、写真（完了後）、事業の請求書又は領収書の写し、
その他市長が必要と認める書類

様式第9（第14条第2項関係）

第 号
年 月 日

様

東大阪市長

緑化助成金交付額確定通知書

年 月 日付けで決定通知のあった緑化事業について、東大阪市みどりの保全と緑化の推進に関する規則第14条第2項の規定に基づき、下記のとおり助成金交付額を確定したので通知します。

記

助成金の額 金 円

樹木等提供申込書

年 月 日

（宛先）東大阪市長

申請者 住所
氏名
電話

次のとおり樹木等を提供します。

1 樹種名

2 樹形寸法

3 樹木等所在地

4 移植希望年月日 年 月 日ごろ

様式第 1 1 (第 2 3 条関係)

樹 木 等 譲 受 申 込 書

年 月 日

(宛先) 東大阪市長

申請者 住所
氏名
電話

次のとおり樹木等のあつせんを受けたいので申し込みます。

- 1 希望樹種名
- 2 樹形寸法
- 3 植栽予定地

樹木等の譲渡に関する報告書

年 月 日

（宛先）東大阪市長

譲渡人（甲）住所
氏名

譲受人（乙）住所
氏名

甲と乙は、樹木等の譲渡について次のとおり合意したので報告します。

- 1 甲は乙に次の樹木を無償で譲渡します。

樹 種 名

樹 形 寸 法

樹木等所在地

- 2 樹木等の引渡しは、樹木等の所在地において 年 月 日までに行います。
- 3 樹木等の所有権は、甲が乙に樹木等を引き渡すことによって移転するものとします。
- 4 樹木等の移植に要する費用は、すべて乙の負担とします。
- 5 乙は、譲渡された樹木等を適切に維持管理します。

保存樹等保存費用助成申請書

年 月 日

（宛先）東大阪市長

住所

氏名

電話

東大阪市みどりの保全と緑化の推進に関する規則第29条の規定により、下記の保存樹等の保存に要する費用の助成を申請します。

記

1 所在地 東大阪市

2 保存樹等の内容

① 都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律施行令
（以下「政令」という。）第1号イ・ロ・ハに該当する。

② 政令第1号ニに該当する。枝葉の面積 平方メートル

③ 政令第2号イに該当する。樹林の面積 平方メートル

④ 政令第2号ロに該当する。生垣の長さ メートル

3 指定番号 第 号

4 指定年月日 年 月 日

保存樹等保存費用助成決定通知書

第 号
年 月 日

様

東大阪市長

年 月 日付けであなたから申請のあった保存樹等の保存に要する費用の助成について、下記のとおり助成を行うことを決定したので通知します。

記

- 1 所在地 東大阪市
- 2 指定番号 第 号
- 3 指定年月日 年 月 日
- 4 助成金交付決定額 円
- 5 条件

保存樹等保存費用助成不承認通知書

第 年 月 日 号

様

東大阪市長

年 月 日付けであなたから申請のあった保存樹等の保存に要する費用の助成については、下記のとおり助成を行わないことに決定したので通知します。

記

- 1 所在地 東大阪市
- 2 指定番号 第 号
- 3 指定年月日 年 月 日
- 4 不承認の理由

様式第 1 6 (第 3 1 条関係)

保存樹等保存費用助成金交付請求書

年 月 日

(宛先) 東大阪市長

住所

氏名

電話

年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた保存樹等保存費用
助成金について、下記のとおり交付の請求をします。

記

請求金額

円

保 存 樹 指 定 通 知 書

第 号
年 月 日

様

東大阪市長

都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律第2条第1項の規定により、下記の樹木を保存樹に指定する。

記

1 所 在 地 東大阪市

2 樹 種 名 平方メートル

（都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律施行令（以下「政令」という。）第1号ニに該当するものにあつては、その枝葉の面積）

3 指 定 の 基 準 政令第1号 イ・ロ・ハ・ニ

4 指 定 番 号 第 号

保存樹林指定通知書

第 号
年 月 日

様

東大阪市長

都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律第2条第1項の規定により、下記の樹林を保存樹林に指定する。

記

- 1 所在地 東大阪市
- 2 主要な樹種名
- 3 面積又は生垣の長さ 平方メートル・メートル
- 4 指定の基準 都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律施行令第2号 イ・ロ
- 5 指定番号 第 号

保存樹指定解除申請書

年 月 日

（宛先）東大阪市長

住所

氏名

都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律第3条第3項の規定により、下記の樹木について保存樹の指定を解除されるよう申請します。

記

1 所在地 東大阪市

2 樹種名 平方メートル

（都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律施行令第1号ニに該当するものにあつては、その枝葉の面積）

3 指定番号 第 号

4 指定年月日 年 月 日

5 解除の理由

保存樹林指定解除申請書

年 月 日

（宛先）東大阪市長

住所

氏名

都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律第3条第3項の規定により、下記の樹林について保存樹林の指定を解除されるよう申請します。

記

- 1 所在地 東大阪市
- 2 主要な樹種名
- 3 面積又は生垣の長さ 平方メートル・メートル
- 4 指定番号 第 号
- 5 指定年月日 年 月 日
- 6 解除の理由

保存樹指定解除通知書

第 号
年 月 日

様

東大阪市長

都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律第3条第1項・第2項の規定により、下記の樹木について保存樹の指定を解除する。

記

1 所在地 東大阪市

2 樹種名 平方メートル

（都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律施行令第1号ニに該当するものにあつては、その枝葉の面積）

3 指定番号 第 号

4 指定年月日 年 月 日

5 解除の理由

保存樹林指定解除通知書

第 号
年 月 日

様

東大阪市長

都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律第3条第1項・第2項の規定により、下記の樹林について保存樹林の指定を解除する。

記

- 1 所在地 東大阪市
- 2 主要な樹種名
- 3 面積又は生垣の長さ 平方メートル・メートル
- 4 指定番号 第 号
- 5 指定年月日 年 月 日
- 6 解除の理由

様式第 2 3 (第 3 2 条第 1 項第 4 号関係)

保 存 樹 指 定 標 識		
樹 種 名		
指 定 番 号	第	号
指 定 年 月 日	年	月 日
東大阪市長		

様式第 2 4 (第 3 2 条第 1 項第 4 号関係)

保 存 樹 林 指 定 標 識		
樹 種 名		
指 定 番 号	第	号
指 定 年 月 日	年	月 日
東大阪市長		

保存樹等所有者変更届書

年 月 日

(宛先) 東大阪市長

住所

氏名

電話

都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律第 6 条第 1 項の規定により、下記の保存樹等の所有者に変更があったので届け出します。

記

- | | | |
|---|--------|-------|
| 1 | 所在地 | 東大阪市 |
| 2 | 指定番号 | 第 号 |
| 3 | 指定年月日 | 年 月 日 |
| 4 | 変更前所有者 | |

保存樹等滅失等届書

年 月 日

(宛先) 東大阪市長

住所

氏名

都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律第 6 条第 2 項の規定により、下記の保存樹等が滅失・枯死したので届け出します。

記

- | | | |
|---|------------|-------|
| 1 | 所在地 | 東大阪市 |
| 2 | (ア) 樹種名 | |
| | (イ) 主要な樹種名 | |
| 3 | 指定番号 | 第 号 |
| 4 | 指定年月日 | 年 月 日 |
| 5 | 滅失・枯死年月日 | 年 月 日 |